

令和 5 年度

西北の教育

青森県教育庁 西北教育事務所

令和5年度

西北の教育

青森県教育庁 西北教育事務所

巻 頭 言

西北教育事務所長

青森県教育委員会では、一人一人の子どもが高い志をもって努力し、確かな学力と豊かな人間性を身に付け、新しい時代を主体的に切り拓く人間に成長するよう、「教育は人づくり」という視点に立ち、教育施策の充実に努めているところです。西北管内の各小・中学校においても、学習指導要領の着実な実施に向けて、学校運営に創意工夫を凝らし、生きる力の育成に積極的に取り組んでいます。

さて、学校教育においては、西北の課題を「確かな学力の育成と心の教育の充実」としました。確かな学力については、各種の調査の結果から、小・中学校ともに、多くの教科で概ね良好な結果が見られますが、思考力、判断力、表現力等については、更なる指導の工夫が必要な状況にあります。そのため、各教科ともバランスよく、育成を目指す資質・能力の三つの柱を踏まえて学力向上に取り組む必要があります。各校においては、本書P. 32～33に示されている「学びの質を高める授業スタンダード」を参考にし、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえ自らの授業の見直しを常に図りながら、より一層の授業改善に努めていただくようお願いします。心の教育については、児童生徒指導状況報告から、暴力行為やSNS等を介したトラブルが依然として発生しており、それらの解消に向けた指導は今後も継続する必要があります。規範意識を醸成し、命を大切に作る心、思いやりの心、主体的に判断し適切に行動する力等を育成するため、道徳教育や生徒指導の充実を図ることが大切です。また、不登校の増加と長期化が憂慮される状況にあります。不登校の解決に向け、個に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援を継続するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用するなど、関係機関等との連携を図ることが大切です。不登校の原因がいじめと疑われる場合は、迅速に調査に着手し、教育委員会と相談しながら、対象児童生徒が欠席を余儀なくされている状況の解消や再発防止に向けた措置を適切に講じる必要があります。本書P. 38からの内容を全教職員で確認し、いじめ防止等に向けた確実な取組をお願いします。

社会教育においては、個人の充実した生活と豊かで住みよい地域社会の実現を目指し、一人一人の学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育の推進に向けた環境づくりが行われています。その中において、学校・家庭・地域の三者が教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で子どもを育む連携・協働の推進が求められています。また、活力ある持続可能な地域づくりを進めるためには、様々な活動の中から地域活動推進のための人財を発掘・育成するとともに、より多くの地域住民が地域運営に主体的に関わっていくことが重要です。さらに、住民自身が主体的に学ぶ意思をもち、教え学び合う当事者となり、その成果を地域社会等で生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が大切です。

西北教育事務所では、青森県教育委員会の方針及び重点、西北管内の状況を踏まえ、学校教育指導や社会教育行政の方針・課題・重点、課題解決のために特に推進すべき事項を示しました。各校、各市町教育委員会及び関係機関においては、その趣旨を十分御理解いただくとともに、学校や地域の特色を生かした具体的な取組を通して、学校教育と社会教育の一層の充実を図るようお願いします。

最後に、西北の教育の充実と発展のために御尽力いただいている各市町教育委員会、学校教育や社会教育関係者並びに関係各位に対して深く感謝するとともに、今後の御支援と御協力をお願いして、巻頭のことばとします。

目 次

巻頭言	西北教育事務所長	----	1
青森県教育施策の方針	-----		4
令和５年度 青森県教育委員会「施策の柱」	-----		5
令和５年度 学校教育指導の方針と重点	-----		6
令和５年度 社会教育行政の方針と重点	-----		8
令和５年度 文化財保護行政の方針と重点	-----		9
令和５年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	-----		10

学 校 教 育

1 学校教育指導の方針と重点	-----	11
教員の資質の向上に関する指標	-----	18
〔重点１〕 授 業 の 充 実	-----	19
〔重点２〕 道徳教育の充実	-----	20
〔重点３〕 特別活動の充実	-----	21
〔重点４〕 体育・健康教育の充実	-----	22
〔重点５〕 生徒指導の充実	-----	23
〔重点６〕 キャリア教育の充実	-----	24
〔重点７〕 特別支援教育の充実	-----	25
〔重点８〕 環境教育の推進	-----	26
〔重点９〕 国際化に対応する教育の推進	-----	27
〔重点10〕 情報化に対応する教育の推進	-----	28
〔重点11〕 研 修 の 充 実	-----	29
〔重点12〕 複式教育の充実	-----	30
2 指導上の参考資料		
〔１〕 学習状況調査結果について	-----	31
〔２〕 特別な支援を必要とする児童生徒への対応	-----	34
〔３〕 生徒指導の一層の充実のために ～「生徒指導提要」より～	-----	36
〔４〕 いじめへの対応について	-----	38
〔５〕 不登校への対応について	-----	41
〔６〕 児童虐待への対応について	-----	43
3 教育支援委員会について	-----	46
4 各種手続き等		
〔１〕 学校訪問について	-----	48
〔２〕 校内研究について	-----	51
〔３〕 特別支援教育巡回相談員制度について	-----	53
〔４〕 生徒指導に係る各種派遣手続きについて	-----	55
〔５〕 事故報告、集団かぜ、麻しん・風しん、食中毒・経口感染症等の報告について	----	58

社 会 教 育

1	社会教育行政の方針と重点	63
	〔重点1〕 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成	65
	〔重点2〕 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成	65
	〔重点3〕 生涯を通じた学びと社会参加の推進	66
	〔重点4〕 社会教育推進のための基盤整備	66
	〔重点5〕 伝統芸能の継承と文化財の保護	67
	〔重点6〕 スポーツの推進	68
	〔特に推進すべき事項〕	69
2	社会教育関係教育委員会訪問	72
3	講師、助言者等の派遣	74

総 務 課

○	総 務 課 関 係	
〔1〕	令和5年度 学級編制について	75
〔2〕	令和5年度 小・中学校教職員配置基準	76
〔3〕	教員加配等について	79
〔4〕	総務課関係 教育事務所提出書類一覧	80

資 料

〔1〕	管内小・中学校一覧	82
〔2〕	令和5年度 西北教育事務所事業予定（学校教育関係・社会教育関係）	85
〔3〕	令和5年度 教育関係行事予定	87
〔4〕	西北教育事務所機構図・事務分掌	99

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く^{ひら}人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和5年度 青森県教育委員会の「施策の柱」

1 確かな学力の向上と社会の変化に応じた学びの推進

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど確かな学力の向上を図る。

とりわけ、グローバルな視野や情報活用能力の育成、防災教育の推進など、社会の変化に応じた学びを推進する。

また、幼児期からの教育の質的向上を図るため、幼児教育センターを設置し、関係部署と連携して幼児教育推進体制の構築に取り組む。

新規	県立学校におけるICTを活用した授業づくり推進事業 〔高等学校におけるICTを活用した資質・能力を育む授業づくり推進事業〕 〔特別支援学校におけるICTを活用した自立と社会参加を目指す学びの推進事業〕
継続	青森から世界へ向かってチャレンジするグローバル人材育成事業
継続	小・中学校外国語教育充実支援事業
継続	命を守る！防災教育推進事業
新規	幼児教育の質的向上強化事業【総務部・健康福祉部と連携】

3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境の整備

少人数学級編制について、中学校2年生まで拡充するとともに、外部人材・外部専門家の配置拡充を行い、教員が子どもに向き合う時間確保し、きめ細かな指導を行える体制の充実を図るほか、小学校教育員の確保対策を強化する。

また、いじめや不登校等、支援が必要な児童生徒への対策を強化するとともに、学校施設等の整備・充実に取り組むなど、安全・安心な教育環境の整備に向けた取組を推進する。

拡充	あおもりっ子育みプラン21事業
継続	学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業 (スクールカウンセラー配置・派遣/スクールソーシャルワーカー配置)
拡充	外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業
拡充	学校における運動部活動・文化部活動推進事業 (部活動指導員配置)
継続	学校等における法務相談体制整備事業 (スクールロイヤー配置)
新規	「あおもりで動こう」小学校教育員魅力向上事業
新規	多様な教育機会を活用した教育支援推進事業
継続	県立学校施設整備事業

2 地域で活躍する人財の育成及び県内定着の促進

子どもたちのふるさとに対する理解を深め、誇りや愛着心を醸成し、地域で活躍する人財の育成や将来の県内定着を見据えた取組を推進する。

また、特別支援学校生徒の社会的・職業的自立の促進に取り組む。

あわせて、学校・家庭・地域との連携を強化し、地域全体で子どもを育む仕組みづくりに取り組む。

拡充	持続可能な地域づくり「あおもり創造学」プロジェクト事業
継続	青商ビジネスチャレンジwith台湾事業
継続	特別支援学校技能検定事業
拡充	高等学校におけるコミュニティ・スクール導入モデル事業
拡充	特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入事業
新規	地域と学校とのパートナーシップ強化事業

4 スポーツの振興と文化財の保存・活用

幼少期からの体力向上、肥満防止、運動不足の解消に関係部局との連携を強化して取り組むとともに、年間を通じてスポーツに親しめる環境づくりの促進や国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力の向上等を図る。

また、郷土の文化財を知り、魅力を発信できる人財育成に取り組むとともに、かけがえのない文化財の保存・活用を図る。

さらに、世界文化遺産となった縄文遺跡群の普遍的価値を次世代に継承するための取組を行う。



スポーツを通じて健康づくり・競技力の向上	
新規	県民の未来の健康創造事業【健康福祉部と連携】
継続	「スポーツでみんなを元気に」健康力アップ事業
拡充	競技力強化事業
かけがえのない文化財の保存・活用	
新規	「青森の縄文遺跡群」保存・活用事業
新規	「みんなあつまれ！三内丸山遺跡」保存・活用事業
継続	「北海道・北東北の縄文遺跡群」保存・活用推進事業
継続	「地元の縄文」再発見プロジェクト事業
継続	小学生による縄文遺跡と地域の文化財体験事業

令和５年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やＩＣＴなどを活用した、子どもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実

ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもなど特別な配慮を必要とする子どもが、障害等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境にかかわる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研 修 の 充 実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和５年度 社会教育行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重点

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- ア 地域学校協働活動の促進
- イ 地域が支えるキャリア教育の充実
- ウ 子どもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実
- オ 青少年の体験活動の充実

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 次代の地域を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- ア 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

令和５年度 文化財保護行政の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定等の推進
- エ 文化財の保存・修理等の支援
- オ 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を未来に継承する取組の推進

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア 文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の展示・教育普及・調査研究活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と収蔵機能の充実及び情報発信

令和５年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

青森県教育委員会

１ 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

２ 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。